# 孝経

千字8
60

# 横濱新報

# ゆ草

茅壹編

九十三番

ウエンリート

定價壹匁

K.S.ASOM

18
60
社

# 雜藻寶藏

セクション
六十三番

著壹藏

K.S.ASOM

寶壹藏

## 新聞ぶさ第一編

慶應四年戊辰閏四月十日

長谷川誠也

8 寧 60

異裏ふヒコサウの新聞誌あしがかの人此地を去りしのち久しく其吏絶えうしふ去年正月我友人ベーリイ萬國新聞紙を板行せしがこれも第十篇迄出板してやめぬ余深くこのことをなげきて有益のものをもて今世界中文明の國ふいこのもれなき國はあらず然ふ日本ふくいまだこの吏さうんふ行はれざるゆゑんハ蓋し新聞紙の世ふ益ある事をまなぶのまくなきとこれを篇集せる人のこゝろ學者ぶりてむづかしき支那文字まじりのうるぶぬ文を用ゐる事と且ハ出板のおそくなりて時あつ乃めづらしぬ評をうきのせることふよる

成るべく余ど度の新聞紙ハ日本國内の時々のさうさてハ勿論
アメリカ。フランス。イギリス。支那の上海香港より來る新報ハ即昼
翻譯して出すべし且月の内ハ十度の餘り出板すべしそれ少
諸色の相場をはじめ世間の奇事珍談ふるきさ紀事をかゝ
めせる事なれども確實なる説を探りあて決して浮説を
めせばとひねぐれハ諸君のおろく此新報を買ひ玉へ
○アメリカのワシントン。イギリスのロンドン。フランスのパリス其外
諸國の繁華なる地ハ新聞紙を出板せる處甚多し
日々出板する家もあり二日目三日目に出板するもあり二年
内出版の數幾億万といふ事なるなり近來開け

たるハワイあれ五六年前まで島人大抵文字をあらざり
しに近日ハ追々に知ふけて人々文明ふ進み毎朝新聞紙を出
板する事七千枚ふ至るといふ支那にそも近來香港上海
漢文の新報を板行す大抵毎月二万四千枚を賣出すといへり
是ハ皆新聞紙を買ふの人前以て週年の價金を板元へ渡置て
出板ごふ新聞紙館より人ごとに文明の國繁華の地ハ如此新聞
紙のさかんに流行するとい千里の外ふ奇談珍説坐ながらにして見聞し
門を不出して諸方の物價をあり人の智識をまし心志をたのしまし又ハ
高價の便利を得るなど其益ある事甚おゝ紀ゞあり余是故ふ日本
ゆゑに新聞紙の流行せん事を願ふ也

九十三番　ウエンリート

昨日信州より帰りし商人の申すに四月廿二日北部の會津の兵、水戸、桑名の兵をひきゐて信州の松代をおそうかたく城主さなだごとのけあひふかうびゝハ三百年來德川將軍に屬し其恩を蒙むりしを忘れて此度俄ふ南方の臣下ふ屬せゝハ何事ぞやおりふふ南方ハ天子を挾で權威を振ふふおそれなるべゝ北部ふカを合せ奮領安堵なるべゝめゝさるくべ德川家ゆゑあきたる御墨附をかゝせとて嚴しくうけあひ居りゝを現在ふ見聞しきれりとぞ其後いづなりしや北部の兵卒のつふゆハ松代をうまく說伏なりて夫より尾張へ



兵をさゝむけ勢に乘じて京地ふ攻いらんとの志ゆとぞ猶委しくさぐし求めて此次ふ出もべゝ會津より三越を說伏しハ皆此策を用ゐうとなん扨其人うすゐの關を通りしかちらどめ紀こる者四人こてふきうて關守ふむろひくいふやうなれゝハ美濃の國大垣のりのなるゞ廿二日に宇都宮の軍ふうちまけて馬物具をもぶとられ辛うゞこれまであげのびていろで此關をバ通さもたゆく切手をバもちゆゝどさくもひかゞまうて居こう白紀ゆゑ一枚を着て上ふごぎとふものを引ゐもひこるもありゝどそ

○下總のくふこゞゆの原ふ屯集せゝ北部う兵ハ皆江戸ふ

浪人なり植村某とゝふ人を使者とゝして四月廿七日ゝ南方の陣中へかけあひゝ遣ハせゝに南軍より鉄砲ゝて打殺ゝるゝを引続て両軍より砲發ゝ始ゝびつるゝ合戦となりゝゞ南方の兵敗走めゝ風聞あり南兵い彦根藤堂ゝ[illegible]

閏四月三日舟橋合戦之事

徳川家旗下の士江戸をたちゝき安房上總の邊ゝ集居ゝゝの如何の評議ゝ決ゝゝるゝゝ四月廿二日のころ五百人なりの勢ゝて日光山へとゝろぎゝて出ゝける途中舟橋驛ゝ屯ゝ居ゝる上方勢ゝゝ義ゝく八幡市川邊を固居ゝゞ使者を以て速ゝ降参せゝるべきなりとかけあひゝ始ゝびゝに關東方ゝゝ衆議の上返答ゝ可及の間両三日ゝ待下さるべゝとひのゝゝ閏四月朔日衆議一決の間いゝゝ一戦いゝまゝきの趣使者を以ていひ入ゝゝに上方勢ゝゝ両日ひのゝとゝひ出ゝゝゝ同三日の暁天ゝ關東方先手下総佐倉の城主堀田備中守上総久留里の城主黒田豊前守并徳川旗下の人々惣勢三千餘人なり押出ゝ。ゝゞ山ゝゝの小高處ゝゝ[illegible]ゝ大砲を打ゝけ鬨をゝゝとあげてかゝゝゝゝゝゝ上方勢ハいまゝゞ夜中の夢ゝて眠り居ゝる處なゝバひとさゝへもさゝへ得ゝに備前藤堂をもゝゞめ我さゝゝゝゝとゝけ出ゝゝちりゝくゝゝゝて敗走ゝゝゝゝれバゝゞゝ一時ゝゞゝりゝて吏をきゝなりぬ關東

方手疵をおひし者只三人めこ上方勢死人凡三百八十人とぞ
同日四ツ時ごろ堀田の兵士たちとそ五十人ばかりある農家に
立よりいろ〳〵渇しゝろ水あるも茶あるもひろれおとあり
けるべばでちやをせんじてきるゝせる各血刀をひッさげ鉄砲こ
めち中ふハ切首をたづさへるも有しがあひくてふあつまりて半
時ばかりも休息し居るふ市川ゆく只今合戦最中なりと
きて又舟橋ふもたゝうひありとゝえて黒烟さゝんふこちのぼり
是ハ打散されるる上方勢ふてゝび人數をまとめて押返したり
とあめるるぞいざ人〻走むかつて一動して高名せんなどいさゝ
きゝんで爰を立出市川の方ふむかはれしとぞ是ハ昨四日行徳の



さる方よりまたもあつり見聞しるる趣を報來まるなり同日
九ツ時ゝ行徳ふ居られし筑前黒田の兵三百人ばかりふく
八幡をさして操出しなを勝敗ハいまだつまびらかのあらぬ尚又
今朝の風聞ふハ八幡の合戦ふも上方勢あやひふ敗走し松戸驛
をさして落行しとぞ江戸よりも援兵として九州勢千七百人
ばかりゝもむかひけれども利根川のて多くふ陣を取一人も川をこ
らず只關東勢と川を隔てあらゝあひて居るゝ是ハ深川邊
のさるゝものぞ此の士昨四日市川邊迄見物ふ往られしが帰りきて
ものがたりに叔市川舟橋八幡の驛〻人家不残焼ぬ
たりとそん

○このたび王政復古ふつきの售弊を一洗あらせらるゝの趣を聞いらるゝをもつて各國の士高らに目を括ひ足をそゞぐ

新令のいづるをまちたるまつるなり定めて舊來の汚習を掃清し文明なる法律を下しあるべし舊政府の法律い拘束がゆくして不便利なる吏のみを好みて何事によらずたゞ苛く繫吏をたをしとなす故の風ひとしれふるゝを好吏時を得く

みづからに暴威を振ひ種々の惡計を設て商賈をこまらせ以て自富の謀をなせり此等の吏むべしの至りなり早く此弊を一洗して公明正大なる古の王政ふ復しあらば萬事簡便ふして差支なく貿易の出入日々に盛んふなるべ萬國の士高

らそひ來りて歳月を經ざるふ富強の國となるん吏竒立してまつべし

戸部の裁判所ふ目安箱を出して農商どもに民間の疾苦を述訴いることをゆるしあふうこと見ふてもその簡便なる法を貴びたまふことを知るべし

阿片畑の禁いかりて外國とも條約ふ乘せらるゝたれども今度まこと嚴重の令を下しこゝひしい我等の最敬服ふ堪えざる

處なり阿片いあしきためのこい知へなるゝ日本ふてい斯嚴禁に

なるゝのあしき處を能ふりたるゝものそるゝゞすくるゝ此故ふ今こに其大畧を記とべし阿片い天竺ふ産とる物ふて

イギリス人これを買ひ出だして支那の諸港へうりさばくこゝに
毎年五万五千箱ばかりの一箱に付代洋銀五百枚ばかりこの
ものの大毒物なるこれを吸へば次第にふ精神をそこなひ色
あをざめ力なくよろへつるゐふなるゆゑどもするとこのうるさされた
一度此物を吸ちゞむればなかなかにいくゆめるものあらべ
やめる時ハ必速ふその毒ふにくうて死せるとぞ夫故にうたるる
旅のたらめそも推乃へ行きて吸ふあり此物をもるゆゑ高直なれば
内と相應の身代の人めそも段く貧乏ふ至りかゝゆゑハ病人の
如くゆゑ十分のもてなきかゆゑらべされども一日に阿片を吸ふゆゑ
ふハ居られまじ家財衣服を賣尽くし後ふハむすめをうり田



地も家も賣て一片の畑となすもの支那人ふいらるこの
知らぬほどなり人を救ふ事を説たるゆゑ釋迦如來の
本國より人を害し國を滅べき大毒物を生ず出を事誠ふ
にくむべきなり或友人阿片畑の支那へ入津せし高を記し
たる帳面をちらべしに嘉慶元年より同治七年までの間ふ一億
二十七萬五千箱なり時く直段の高下ハあれども此代洋銀幾億
万枚なるべし支那國ゆゑかゝる大金を出して是を買ふとハ
其物ハたちまち畑となりてのこるのなし其うへ人命を害
し子孫を絶ふいたるなりきれば知めのもどい支那國にて
此事をあやぶらんとなく猶一心を労し厳禁を立るどせし

このごろ一度ぞろめきのりしを後ひかゆむこと多し近來ふるまひ
たゝ此禁なるためみまらぐ高位の人々も又是を愛するとゝや

水月四日のゝれぐるふイギリス公使パークス并ふサトウ浪華
より出帆し七同六日下午水港ふゝへれり京摂ハ大騒ぎなるゆゑ
やゝなるゝ一種く新聞ゝのれぐるし此次ふ出ぐべし

# 横濱新報

# 芽

茅貳編

九十三番

ウエンリート

定價壹分

K.S.ASOM

## 浪華新聞第貳篇

慶應四年戊辰閏四月十七日

閏四月四日四點鐘英國公使パークス氏并譯官サトウ氏浪華ロより蒸氣船ホのり同六日八点鐘ごろ横濱へくだれり

天皇ハ安そう浪華に行在しなふ是ほうそう大坂ハおそひふ繁栄の體なり兵庫ハさそうどゆきまひも皆ゆうすそ外國人も大坂へ開店したるゆゑの方おほし京都ハ主上おうすゆ故はるかゞさらぶくなりしといつりまべて五畿内中國ともにおだやなり

○浪華のはなり

ときがきそれバあさろゞくさるそこぐあもぎふかびがさらに

○浪華新聞

四月十四日朝五ツ時ころより浪華元陸軍所にて調練あり諸侯二十頭の兵丁を悉く出して啟覽あらせらる一番に安藝新少將織田出雲守市橋下總守士卒を下知し金鼓をあらしてたゞらく調練ありく引退すべし二番に備前侍從北條相模守森對馬守いりかゝりて人數を出し進退周旋の狀をあらし暫時ありて引退く三番に德川元千代松浦肥前守池田摂津守四番に長門少將加藤遠江守小出伊勢守五番に細川侍從津和野侍從柳澤甲斐守六番に鳥津淡路守毛利讃岐守七番に八藤堂大學頭松平圖書頭加藤能登守いづれかたゞく八ツ時ばかりこゝ終まぐつゝもく上心をきそひて兵を練り武を講じて退散せり

主上童顔うるはしく啟感あらせ給ふとぞ

○供奉の公卿より諸大名への下し文の写

今般蒼生塗炭の苦を被爲救度　御仁恤の　聖慮を以御親征被仰出海軍　叡覽相濟ひ上は關東の動靜ふ依直ふ太旆を東海道へ被爲向ひ　叡慮ひらせられ大總督より形情言上の次第も有之先浪華ふ行在ひそはさるゝ付て供奉の輩下くふ至る迫別して厚　御旨趣を奉戴し聊か私怨を挾み公事を誤ひ類の儀決してなきやう心を用ゐ戮力協心可遂成功ひ尚倍從の者心得違無之樣是又名其家にあひて不洩樣精々可相示事

一異変の節ハ各其持場を固いたゞき持場無之者ハ厳
粛にして御指揮可相待ハ猥ハ奔走し混乱
を生じ或ハ持場を去り他の功を争ひハ者ハ不覚
たるべき事
一平生道路往来いとゝ行軍たりとも互ひに
道を相譲礼を益し無礼いたしハ者有之ハハ私ハ事
論に不及其筋へ可訴出ハ是非曲直を正し公平の
御處置可有之事
一軍中にあるの上下貴賤寝食労逸をあらそ
ハ事



一喧嘩口論かゝる禁止の事
一民屋町家ハ立入乱妨狼藉ハいとゝ押借押賣ハ
かゝる禁止の事
一遠乗或ハ歩行の節田畑をふみたゞし農業をさまたげ
道ハたちの竹木を折取ハ等の儀有之間敷事
一浮説流言すべて人心の疑惑を生じハ儀かゝる禁止ハ
自然難差置事件間あらばハいそぎ速ハ其筋へ可申出ハ吏
一猥ハ酒會を催し醜態を顕しハ儀下々にいたるまで心得
違無之様其主人よりかゝる可申付事
一驛路旅店等にあらそひに怒怒を發し小民を恐

怖せしめ仁義有之ものゝ事

一貴ハ愛敬をつくすべく賤ハ恭敬をつくすべし上下の間礼譲を専とし〳〵て非礼無之誠を推い儀肝要之事

右の條〻堅相守不心得之輩於有之者急度可相糺者也

戊辰四月十五日

## ○諸州雑報

肥前の國なかさきにたん〻の者一揆をおこしたり是ハ法蘭西人いつこゝてをしへるゆへなり中國邊の脱走人どもあわゝく此内にくちもらしてあるゝを三千人の餘ゝあるのぶといへり

四月十七日奥州土湯越といふ處ゆゝく合戦あり仙臺并ふ薩長の兵はこのふ三千七百餘人にて會津の兵とたゝかひ會津方勝利のよし〳〵仙台方てあひ死人あひたゝ〳〵くなり〳〵と聞

信州飯山の城を會津の兵ゝりかこゝて攻るこの松城より援兵を出〳〵て飯山を救ひけゝゝば會津方敗走〳〵て越後へおゝ〳〵こゝ〳〵

薩州より北陸道掃清の兵とし〳〵て蒸氣船ふて兵丁を

越後路へはこびたりときこえり

○外國新聞

英國の女王その太子と新金山に遊びまゐらせ何者とも志まぎれ草木のかげより鉄炮を打こみたるが太子にあたり即命あいかなはざるまでなれども甚あぶなかりし

○

アビシニヤといふ國に天竺ふちうの處ありその國の王近來はなはだ暴虐にして木の杭を人の腹にうちこみゆくゆく人をもぐるしめて地に伏せもしその上に鉄のくるまをおしあてゆきなどしゝたのしみとせりこの王も黒人なり





ゆるる時にウヰツバ人の種にて十六歳ばかりなる子ども見えたり白人の子なりこのなりとて牢へのがれとどまりあの子のあやまつ曽て此王の危難を救ひ車にのせる者なりよりて惡行おかくのごとき故此王の出る時は百姓ども奔走してふげいをなすなり

○

支那にて北京天津の近傍に捻匪回匪とかゝる両賊あるりて人數幾萬といふほどにて両賊たびたび追討使をさしつかはされども賊王ますます盛んにけしきなり長毛賊とは別にして同類なり

○横濱近事

閏四月九日夜九ツ時ごろ厳重の御備にて肥前侯江戸へ出張なされ候

同十日薩州因州藤堂の兵三百人ばかり上總の木更津より横濱へ来り金川へも肥前大村の兵五百人ほど上陸いたし候上一昨日ごろ江戸へ入りしとぞ

敗軍の残兵なりしと噂せり

同十二日野毛町ふくきたるゆえ官軍と誹謗いたるゆえなり



江戸の俳優澤村田之助去卯年九月脱疽を患ひ

美國の名醫平文先生ふ療治をせしに右の脚を股の處より切とりて何とふ藥をぬりたり扨そのとき

なのすけの後ろふく平文の國許へ脚を注文せしが

二三日前に届くとのあり一本ずつのより来り近

きうちふあ〜法ふ田之助よとそ〜きるべし

但し去三月中脚一本ゆえ江戸の三舞臺をはとめに

繁昌なり〜〜バ狂句ふ

ぶらいでる きとだろそうが大ばうり

白主 不知

今朝余が知己より書状至来下總國行徳・舟橋・市川・
八幡等の諸所小和田く西軍と關東脱走の兵と戦爭
おゝ〳〵勝敗得失其微細なる新聞を得次第追ハ次編
に加へ近日出板ぞ〳〵

# 横濱新報

# ゆきぼた草

第三編

九十三番

ウエンリート

Hoge Mizuta

K.S.ASOM

定價壹匁

# 外國交際第三篇

慶應四年戊辰閏四月十九日

〇條約

一外國交際ハ我皇國の興廢ニ關係する至大至重の事件ニ付局中勤勞する役々各同心協和長短相助確乎不動の見識を持て信義を外國ニ失はざるを旨趣とス

一局中一勤勞するに各區分を定横濱箱館長崎神戸傳達往返する處の公用ハ其掛の役々是を專任て首尾貫徹するを要す故に混亂の憂ある事なし

一局中九時ニ出勤午後二時ニ退散す間一統勉強各精力を勵て互に各般の諸事件を談論て自己の旨意ニ

満ざる者腹臓なく其件々を説破し餘念を不可残り過失なる時ハ直ちに悔改し敢て金言耳に逆ひ良藥口ふ苦きも通弊を不可踏

右之通約束を定め其枝葉の如きハ互ふ信實を盡し精細ふ評議し第一我　皇朝の本典を以て根軸と成し宇内の通議に基き富強充實を海外ふ延及せん事を希ふ

戊辰閏四月

外國事務　小松帶刀
後藤象三郎

○閏四月五日御觸

江戸市中取締之義町奉行江　御仰被遊旨　大總督宮様ふ被　仰出ふ間際勉勵可致旨　田安中納言殿ふ被仰渡ふ間取扱振之儀相伺ふ品も有之ふ得共右ハ追而御沙汰有之ふ迄前々之通相心得可申旨被　仰渡ふ付而者公事訴訟筋之儀者勿論都而民情ふ於て不安之義有之ふ付無拠念月番之番所江可訴出ふ御時節柄を憚り差控居ふ族も有之趣相聞ふ間右之旨町中不洩様早々可相觸候

○滑耀先生日記の抄寫

戊辰四月七日下總國結城落城城主水野某官軍に屬したるを其子某江戸に在て此事を聞大に怒り云

二百年來德川氏の恩澤を蒙りたるに此期に臨て官軍に從ふ事甚不義なり父なるべしらく差置がたしこゝに

俄に合戰の用意を將ける故に兵士武器をとゝのへ

けるに德川家にたのまれて大砲數挺ならびに歩兵數百人

を借請即江戸を打立ちて父のこもりゐる水城をとり

かこみ大砲を打て攻立るに父城中にたゐりて落

行ければ其子城に入りていまだ三日をへざるに逃きたるに



たゝかひ居たる官軍此由をきゝ不孝不忠の者なり

とゝ怒ちゝ世あるべきなれとて追ずなりに成るとぞ

八日下野國壬生の城主鳥井某者なりて官軍に屬

せるの處今日官軍より使者を以て大砲を借請たき

よし掛合に及けるゆ早速兼引いたし砲術先生ら

差添借に渡したるとぞ

九日官軍二百五六十人壬生より野州楡木鹿沼等の駅

を經て日光の方へ通行せり薩長なりびに彦根の

兵士なるべしとぞ

十日官軍二百餘人日光より二里南今市といふ所に

押寄せ候ハバ日光奉行新庄右近将監出むかひて何
等の義あく此處ハ差向ひたるぞ此處ハ徳川家
の太祖の廟所にてけとと申けハバ元より東照宮へ
用事ありて差向たるあそいはゆ朝敵板倉伊賀守
なる者日光山ふかく居るよし聞及ひつる間討ま
むとのひたるなりと答る間尚ふく暫く御待被下
べし某とくと穿鑿の上あらためありて御わけ可申と
官軍ふるハ日光山ふかくうるる
十一日日光奉行某ハ伊賀守をばひそかふ高原越の間道
より會津へおもむきて宗徒の家臣八人を以て

身代として官軍へ渡しるとぞ
○今日關宿の兵官軍の先鋒として關東勢と岩井
といふ處ふく戦ひるこの關宿の兵裏切したりるハ
官軍利を失ひしとぞ
十二日近日江戸旗下の士脱走してなちこもに屯集
せるものはるかに多し種くの隊名ありて二百人或ハ三百
人より五六百人ふいるもありとの風聞なり
十三日官軍今市を引退き板倉ゲとりり八人の者
を宇都宮へ使せ候ゆき城主戸田某ふなりけおれとれより
軍使を以て喜連川・大田原・丹羽等へ申通じるハ

會津へ攻入るべきの間速ふ人數をくり出さるべき也
とのりは也ばいづ也も兼諾の趣返答ふあるとのこと
會津の兵安久津川の邊ふ充滿したるのよ風
聞なりまれば兵卒を出すのなり
○今日栗橋のもとへ上ふく彰義隊の兵官軍の
糧船二艘を見付なりて陸地より鉄砲うちかけ忽ち
二艘とる分捕おびただしそ
十四日常州笠間の兵卒三百人余官軍の命を受
野州宇都宮の援兵とへく操出し栗橋驛ふて兵
糧はらひ為るをうけく彰義隊の兵驛もぐ見の姿

田の中ふ埋伏して待居たるに案の如く笠間の兵卒
とりかこまれば和ひすまして打出しる鉄砲に
不意をとられて散々に成りて敗北しうけふう手
負死人おびただしそ
○今日德次良にても合戦あるしと風聞なり
十五日江戸脱走の歩兵三百餘人東寧川を下り總導
河岸より上陸して下妻陣屋の役人を說伏て大砲壹挺
砲兵三十人金八百兩を借うけ夫より官軍の屯集しる
關本とふ處へ押寄日の八ツ時ころより合戦はじまる
夕六ツ時過ぐたくひしが關東方勝利ゆく官軍ゆ

立間の兵多半討死したるよし

○此日小山とおだの間にて合戦ありしに官軍不利のよしにて江戸脱走の兵士二百八十五人分捕の武具或い首ともどたづきに大平山へのぼりて一宿したりしと

○又下總の竹の原にて官軍と會津勢とたたかひしと風説ありし會津勢關宿をやぶりひしともいへり

○又一手の關東勢絹川をわたりて久保田河岸より結城へ攻入りしともいへり

石滑糰先生日記十六日より閏四月五日迄の處い茅四編小出スベシ石橋小山合戦並宇都宮の戦爭甚ざ詳也



去ル十三日夕七ツ時頃相州箱根の下真鶴のもとへ蒸氣船三艘着岸し太不保加賀守江届ハ徳川家脱走三百人乗込休泊いたしより相届ハる故小田原より役人出張ありし相改ゆるところ雑兵平士とおもてい凡三千人ばかり有之趣翌十四日町觸出ル由

○

歎ちかぢか
ちかく死のいたらしをいくさ州の業ゑ　後人ふる
ゑのこるをとゝをぬぐらか

○

こゝくよ巣を蜂の巣を祝ぐの　宗徳

この道蔭や川越されて文の切　岐岐

春ぐるり白ひもとふや梅の花　鶴堤

もるむを何とかうめん寺の庭　一柱

松ぐるよ侍り道てめるは永代　雪舟

新米ひり侍ふ多稽の白之　親潮

わよまるむぬまひとの惜さ秋　鹿ノ子

# 横濱新報

# 茅屋

第四編

九十三番
ツエンリート

K.S.ASOM

定價壹分

慶應四年戊辰閏四月廿一日

○滑耀先生日記のつゞき

十六日

朝五時ごろより會津兵と称しく百五十人ばかり結城へ打入り鉄砲をうちかけるゆゑ官軍よりも人數をうち出し戦ひたるに會津兵おゐおひ敗走し給ひ官軍勢に乗じて竹井村といふ處まで追掛るゆゑ伏勢四方よりおそう立く鎗鋒をそろへて突くかゝゑ官軍おゐおひ狼狽しやうやく一方をきりぬけて絹川をわたり関本といふ

處まぐゐげめびてもりしぐゐのもりたる士卒を
まとめまぐぐくいれをほぎいるに陸軍隊の兵
みてのにあ〜せて一齊ゐ鉄砲をうちこのあれば
官軍ひとたまりもあまらべ敗走し歡喜院まらび
ゐ名主七九郎が宅其外民家ゐ火をこのけてその
ひまに船主といふ處まぐぐあちのびしがちこ〜ゐ汗
戸脱走の兵ゐ也来るこてて又く絹川をこうり久保田
村ゐ火をこのけ其まぐ也ゐ結城を通りぬもり夜乃
五時まぐゐ小山の驛ゐいこうてやぐりる
○十四日ゐ栗橋ゐて敗軍したる官軍の手負死



人をけふ真壁の陣屋へたこびりるこぞ

十七日

きのふ打ちこ〜也たる井伊藤堂の兵ちこ〜
より小山へたのうまりたる處ゐ朝四時ごろ一手の關
東勢驛外まぐあし〜ゐ也く時の聲をたぐたこひ
をいこ〜けも也ハ官兵こうりも銃砲をうちゝけて也ち〜
たこのひけるぐ官軍ハ且たこのひ且退きあ也バ
驛の東の麥畑の中まらぐ追このけゐて一時だりぐ
ほぐこけ〜〜たこのひこうかるこころに壬生こう
加勢の出〜也ハ官軍是ゐカを得てこえこりる

に八時過とあがりたるころ東照宮の旗をあげ立て關東勢あびただしくあがりきたりけれバ官軍大ハ敗走し木沢の人家へ火をこのうつ又こさるハ大本城さして逃かくるるそぞ壬生勢ハ先手の大將を打ところさるしくひとそへもさつぶあちらのびる石橋驛にそどまるもたりの宇都宮さぞあちらのびる倒ふしたる手負死人其数ちるべらぶ扨關東方ハ夜五時ぞりに小山の宿ハ引かくるく分捕したる品くを點撿したるに錦の旗一流井伊家紋の旗二流太砲十四挺小筒七挺鎗十七本馬四疋

白米二百俵金四千五百兩生捕七人關東勢討死五十六人その内かたらぞちるるの二人を葬ア手負を介抱ちるどしたるそ夜くしたる度そのひけ是バちるるる夜の内に宇都宮へ押寄く殘兵どもをあひちるさんそく先さるふれそぞ却けるこの九ツ時とおぼしころ關東勢のこふぞ小山を引ちるひく太平山へそのぼりる

○今日東照宮の祭禮ちるるそく徳川家ゟ旧臣ごる昨日生捕ちる井伊家の兵の首を切り七日光山へ持行く神前にそるくるるそぞ

○今日仙臺たがひに薩長の兵と會津を打
ちく土湯越とゝの處まぐ出向しに會津ゟ
防の兵を出し〳〵嶮岨の間にたこのひるゞ仙
臺勢敗走のよし風聞なり

十八日

きのゝ討死ある官兵の死骸石橋と小山の間に
ようゝゝとりて算木をまれたるゞ如くなる
ぢゞたきとりゝゝづきるゝとのもなくけふをこゝて
にいたきたるゝ風聞しまり叔官軍守都
宮ふなつまりるよしをきく諸方ゟ集り居
たる關東勢ひそゝに襲撃の用意をぞなし
ゝりまる

十九日

大平山ゟ籠り居たる彰義隊貫義隊大久保
黨會津勢等其外諸家の脱走人都合三千七百
余人早朝より宇都宮城をとりかこゝ攻うるゞ
たゝ〳〵たこのひふもなゝぐゝ〳〵ゞ鎮守明
神の社たく少〳〵小高紀所にうりられ彰義隊
の兵どゝ大砲數挺を其上に引あげて無二無三ゟ
打立るゝバ城の内外一圓ゟ火焔となりく官

軍大ふ敗走しるが城主戸田某も討死しぬ
ぬ又關東方へ降參するものあり

二十日

昨日ゆふこるに宇都宮落城したりし也關
東勢四千餘人夜の中に城へいりかさりて東照宮
の旗日の丸の旗數十流あしたてく今や敵乃
寄せくるものと待居ありしに官軍は太半南
をさして落行るときてさらぬ体よう
手生へ和しる也其罪をたゞすべしてく城にて
守の兵をのこし和九時ばかりに三千餘人なそ

くり出せしなり

○きのふ生捕たる土州の參謀なるぶに彦根
手生の陣代の首をきりて獄門ふうのなりける
三百年来德川家の恩澤を蒙りたるがゆゑ敵對
いたる者につき梟首ふものなり

○廿一日より長い茅五篇に加へ引續き出板

## ○雜報

○八王子より きこえるこゝろ
ぞるの榜示に 天朝御領 江川太郎左衛門支配所と
かゝはりたるこゝろけるを彰義隊の者ども あ
たらしくけり

○十三四日のこゝろ 彰義隊のめの三百六十人ばかり八王
子へいりこゝ驛の東西の口に關をすえ西國武士
とあぶきものをえれば かゝるこゝろぎをうばひ
ゝりかゝをきておひやりまりたぶびとをとゝきぞ
しくたるあくこゝろにこゝぞ

○八王子の千人同心ども日光山の番に毎年五十人



ぞ六月朔日ふいりこゝろに なる例あり此月初の頃
日光山を官軍にのりこゝ色て五十人のこゝぞ
八王子へふげかゝりきるこゝぞ

○このト七日ふゝらゝ まりふゝらの官人きこれり一人の
モンテロー ひとりいバアセレーこゝて 江戸家のあこゝこゝあん
ゝどのゝ ゝるこゝのまり

○横濱の集會所とふめこゝと 江戸家のこゝ好商ども
好吏となれるひこゝの好をほゝまに せんこゝあに こゝ
たる所 まりこゝのこゝ舊弊を一洗 ゝぶせゝるこゝ ゝゝぶ
なゝ色ばゝずこゝの所をぞこゝぐ ゝゝめゝゝん 昨日其好魁

たる石炭屋多右衛門茶屋勘助芝屋祐次郎等を搦
捕て裁判所の獄にこめられまた
日本の商人ハほんとうのたのもしきひとしたるものなき
ゆゑに商法をもっぱらに私法をたてて中
間或いかぶなどと称し一のきなるひの世まくなるやうに心を
めぐらすなりこれいわゆる是だるみて利を志ゐんとの好より起る
ゆゑにはるそぐあほ世あるなるぬるのまりさいちひ
王政御一新の時ふたのひてかるる汚習をのぞき知ひまびこの
あほみくふ法繁榮の基なるべしと西洋の人こころとひ
いのくり

# 横濱新報

第五編

九十三番

ウエンリート

定價壹分

K.S.ASOM

○滑耀先生日記のつゞき

二十一日

關東勢三千餘人にて壬生城をとりかこみ軍使を以て譜代德川家ふ屬しなゝがら東照宮御旗へ敵對せし罪ゆるし難く速に降人とすべく城をひらかさるべきやといたせければ城主はなほ官軍ふ屬せんふ志のびいなのにもして一方をとりぬけて古河の方にはちゆ紀井伊藤堂の兵と一手になゝんとしふふ弟あたがしい關東方ふ味方せん

こゝく兄弟ありてこゝに時うつりるゞ攻手い
十分に隊伍をこゝもちへまちかまへる折しも
其日の八ツ時こゝう合戦もゝ〻ゝ過きるに大
砲を打こゝけるほどに城の内外いちどゝ火焔とゝり
けもバおもゝしたこといきんこのたゝし城兵いたゝの
いんとするめきゝくたゞ烟ゝまぎれておちゆく
ものぞおほかりきるかくて夜九ツ時ぞこゝりに
城主二百人ばかりの兵をひきるゝ一方をきゝぬち
南をはしてあちゆきるゞ關東勢も追欠ル
せざりけり

二十二日
關東勢手生城を乗取く點檢しきるに武器
兵粮玉藥其外金銀等おほくきてあれてあげ
ざりけるゝぞ
二十三日
官軍關宿に屯したゝる由をきゝく關東勢押寄
合戦ありきゝにても官軍利ゝくして中田の方へ
引退きゝる
二十四日
勝に乗たる關東勢ゝ未明より軍馬を整へ

中田宿へ御ゝ〻せけるゝが官軍も嚴重ふ備へて待こうけあり九時まへよりたゝかひたちまちおりかれどもいまゝ勝負ふゝえさりしある處ふ大村肥後守のうゝぎりゆく官軍おほひに敗走ふりる

二十五日

官軍はやもり中田驛ふ陣取ゝり關東勢ふけふハたゝかふゝまふくそ日をくらしける

○今日信州飯山へ會津勢五百人計おせて尾州の兵と合戰ゝ〻この米澤庄内ふりかゝて加勢の兵を出ゝたりまゝ會津方勝利の由

○今日平尾ふゝく官軍ふ生捕られる近藤勇を死刑に行ひ其首を京師ふ送る

二十六日

官軍はやもり中田に陣取居うきのふけふそこたゝかふゝたりまゝ關東勢へくもりる人數は南部上杉水戸會津の兵ゝたゝびふ手生木村降參の人等都合二千七百人ゝぞきこえゝ

二十七日

關東勢評議ゝるいろまゝにたゝこゝのふてゐたりゝこと際限ゝるゝ風雨をさのそひ

ふ官軍を襲撃せんいなどとのゝ諸將是ふ
同じくいざちらば用意せよとて其日の午の
刻ばかりに中田宿ふあ〳〵ゝせどきをどりと
のぎたりけるをりふ〳〵風雨ちけ〳〵官軍
方向ひこのゝ世たりけるがべール打立れども
あのふほどふとたつざりもの會津勢ら
二百人程射手を出さんぐふ射立ける
間より一番鎗奥州會津の住人鹿島傳藏と
なのる風雨をうけ〳〵行にたゝ大身の鎗にて
藤堂の先陣へ突くかゝるに藤堂家の部將

山田勘右衛門なのりてのゝせくちらくたゝこのひ
しこの鹿島ふ扶やまさりけん忽ふ傷きたふれ
をるをたりたれをそこ藤堂仁右衛門西をさして
逃出けるふ水戸の旧臣内田新吾ふ矢ゐて射
殺されたり先手の兵ども大將二人を射殺され
てなふのハ以ての外なるぶきわるさにとふげ出
きれば二陣にそなへ〳〵島津重二郎同主水石倉
三右衛門等人数凡二千餘人一度にどッとあらせ
るるバ關東勢ハきて〳〵引退く小高き岡の上に
てのぐり精兵をそろへくさんぐふ射立るるを

重一郎はじめ死九人の者あり[illegible]討死す後陣
にそなへ[illegible]因州勢ハ是をいんて一戦ありしに
敗走ありしかいぶやいさハ是まぐなるぞとて
中の刻ばかりに士卒まとめあく引退きあらこの關
東勢にて手負五十餘人討死八人生捕分取
ものしるしくばりありしかそ

廿八日より出ハ次篇にあり　近日

出板いぶ[illegible]



○浪華ハ[illegible]の来信に云閏四月十七日ふみのゝ京都へ
還幸ましましけるされども市中ハさもしくも
なるふぶたゞ内外商人ことに[illegible]ハ[illegible]
なるしるで大筒洋鎗火藥などハよくさばるる
事にて日本人もたゞ[illegible]ばかりかひしてもこうさ
もぶ横濱の男にめんだうなることなり御一新の
[illegible]ばよとたち法もかる陋習ハ[illegible]
廢せらるべしとく外商等ことこれをのぞあり
○十七日に法國の新ミニストルよこたちはふきこ[illegible]
法國の帝ことのひとを撰ぐ日本につこのらしたまふ

いまだ現今日本ハ南北の亂あり然しかく日本の
最あのんぞべき産物ハあるく北部の領地より
出るにより此人を日本につかはしてこの北部
の諸侯に約して生糸と蠶種紙をあるく買
しめんこうめなり
○十八日キウシュウとゆふ火輪船にて五六百人の官兵
を江戸にあらはれり
○をもうとゆふ帆船一艘支那の香港ふ錨泊しうう
日本の旗をたくさんれバ日本船なるべし若し
船將ハ西洋人なり



○十二日出の上海の書信きのふとゞいたるうちに
日本雜貨の行情單あり、香蕈百斤ふつゝ、三十両
ゝ三十二両まで、海參上物四十四両、次品三十三両、鮑魚
廿五両より三十一両まで、魩魚十二両より十六両迄、魚翅
白三十両、黑十六両ゞゝ、蝦米十二両より十七両まで、
樟腦十四両より二十両、茯苓三両より四両、五倍子二両
より三両、蘇木三両ゞゝ、杜丹皮十八両、香帶壹両より
三両まで、帶絲上物四両、次物二両ゞゝ、この壹両と云ハ、
洋銀壹枚三分五厘ほどにて、大抵日本乃金壹両と
同程なり、

○この出行する醫館にて癆瘵で死ざるひとを
ふるけ者ども肺の臓ふ三つめで死をなせり一つハ
ぐるくの門にてまぐすて一つハうみふ
まりをぬるし一つハ毒ぐにくらをくなるに
まりたる

○關宿の城主久世侯の藩士南北両列ふ居れるが北部
ふ屬せる者四五十人深川伊勢崎町屋敷ふ在るに
南方屬せる藩士官軍と共ふ去廿三日赤明深川邸ふ來り
談判く及びい処終ふ戦爭く相成り双方多負有之由

# 横濱新報

# 茅屋

第六編

九十三番

ウエンリート

定價壹分

K.S.ASOM

# 海舟叢書

第六編

武蔵書房
KASASOM

## 海舟日記抄第六篇

慶應四年戊辰閏四月廿五日

江戸浪人の檄文

天地の間、大義の名分なるものあり、余等此ふ來れるもの、普く此を明にして戮力せずんばあるべからず、先ふ我老君政權を擧て朝廷ふ帰されるい深意なることにて、外ふい外國の交際日ゝ開け文明の治躰駟馬も及ぶ能はざる勢ひにおいて、内ふい政令多門となりて、統一せること能はざるの患あり、於是自退して侯伯の列ふ就き衆諸侯と共ふ、丁君を仰ぎ、邦内互に擬疑抗抵の心なく戮力して萬

國と並立せんと欲せらるるなり、然らざんば、何ぞ祖宗三百年の政柄を挙げて、軽易ふかれを帰さるんや、さるに、大變革の初頭より、一言の談事もなく却て、疑心を以て、我を待ち、兵威を以て宮門ふ迫り、大ふ輦下を騒擾するに至るに、老君にい、固より我より帰されし政柄なれば、預り聞んことを欲せられし心なるに非ざるぞ、畏なこの幼冲の天子、上ふ在しを、國家の危きと累卵よ至んも計り難く、已が痛痒關このらぬ者の如く、傍看せられざるい、自臣子の至情にたらばや、さて再上洛しく、善を挙げ、邪を斥け、政道公平に帰せんことを、欲せらるる先供登京の道筋、薩長より惡意を挾み待受たる故ふ、遂に鳥羽伏見の戦爭となりしなり故ふ其節の勅命ふ、薩長の師と戦ふとなりしとい、此万人の共に知る所、毫も疑なき也、さるに十二月以来、奉欺罔天朝といひ、又連日錦旗ふ發砲をといひ、又叛逆なることいふとなど、當日に考ふく證跡なし、千歳ふ垂れて、不朽の寃罪を負いしむ、名義ハ、人間の重ぜるところ故ふ一匹夫を誅せるも、猶其罪案を明らあして、而後刑に

處もべきなり 何ぞ此寃罪を買はしめ、擧國の大兵を
動このすに至るや、且我寃罪を蒙のこなるべ、弟を
して兄を伐しめ、臣をして主を弑せしめ、末家をして
宗家を滅さしむることを、命ぜられ、自ら朱節の政を施
されたるなり、凡そ
勅命の尊き所は、不偏不黨人倫に戻らず、天理に乖ら
ざるこの爲ふにあらずや、近頃、太政官なるの高札ふ、人は
五倫の道を、正しくべしと示さるるなり、今倫理を蔑如し、名
義を顧みざること此に至るものは、此奸人猶強梁して
勅命其手に成るべきなり、故に老君に白して、再師を挙げ

天下の爲に害を除くことを請ひ、者ひつゝ、老君一切に
任け、只管に、罪を一身に荷ひ、ものは幾百万の生靈屠塗
炭に若むことを厭ひ、且我一らび抗抵せば、拳國の兵端此より開
砲声止む時なく、外國の測目注視するの釁隙に乗じ、不
測の殃ひを釀さば、德川一家の成敗のみならず、
皇國の浮沈と、なるべんことを、畏れられるにて、東照宮の遺訓
にも、懇に垂戒せられしに非ずや、故に身佛寺に入り、痛く責
て、恭順の義を盡し、屢歎願の使を馳せ、寸時も早く蒼生
の安堵に帰せんことを日夜に庶幾せらるるなり、然るに
督府に訴ふるものは、任て通ぜず、 京師に歎願せるものは、

督府ふ通すべ〳〵といひ、漸進して、我城下ふ迫り、前件の
寛罪を負ハしむるふ至る今寛典ふ處をといふとも、固より
寛罪を負ハあて、何ぞ寛典いふをたのらんや、臣子の情
忍さるものなれども、老君愈恭順せらるゝ、人々に喩し、
戸々ふ説き、我命を用ゐざるゝバ、即チ我身ふ及ぼさるる
ものといふ迄しふ至まり、泣血止むを得ざ命を奉ず
といへども、此寛何ぞ雪ぐべざるを得んや、是我輩脱精の挙、
止むを得ざる所なり、必ず老君の譴責ふたのを知ると
雖、大義名分天地古今自ラ己むべからざれば、相共ふ泉下
期して罪を謝せんのみ、獨たのもし、此太平の久しき先を



祭り、老を養ひ、兒孫繁延兵火の難ふ逢ざるものい、此
誰ぞ德澤ぞや、島津氏毛利氏と雖、同じく其恩ふ沐浴
せ〳〵にあらずや、況や其他列侯譜代の者、亦何の心ぞや、
縱我衰弱せりとも、大義名分の間、衰弱あるとなる迄ば、
何ぞ正論讜議して、此寛を
朝廷ふ訴ふるものなきや、只仙臺侯首ら〳〵義を唱へ、
米澤侯を始め、奥羽の諸侯此ふ應じ、會津莊内ホの士
民義心確乎として、動こゞ、北越諸侯も亦連盟して義を
守るとき、然れども、仙臺の上書い、擁塞して達せざ、會津
莊内等ハ、均しく寛罪を免ぜざ、嗚呼天地冥々たる、何ぞ其

此ホ至ルや、我ホ微力なりと雖、大義名分の為に死しく、主家の寃罪を雪ぎ、万世の下、綱常を維持せんとするの赤心なるのみ、万國の公法ホ伸寃の師にあらずや、若余輩の議を以て公ならずとする者あらバ、日月の照覧する処、邦内い論なし、此を萬國の公議ホ附して、其至當を決そべし、これ余輩天地ホ誓て布告する所なり

脱藉徳川臣中

## 四月十七日

○選録上海新報

蘇州の奉行曾小堂といふ人上海ホきたりて西洋人と議して鉄路を造りて蒸氣車ホて蘇州と上海の間荷物の運送人の往来を便利にせんと入止たり此事の成不成ハ未可知といへども蒸氣車の有益なる事ハ支那いまだ頑因なる國なれバ小民どもさぞの異論をおこしてとかく疑惑を抱て是を作る事をこゝろざるべし英國ホてはじめて蒸氣車を工夫しいだしたる時西の海邊より東の港まで直ホ鉄路をたくさんとせしに其間ホ一の大城ありて其城主ハ是ホ依てやむを得ざるして三十里のあらうちをしてたゝれずさて鉄路成就せし後わづかに一年餘にして城主ハ民もその便利

にしく大益なるものをうくはまるべ後悔せり依く鉄路を造るものをよびよせくこの鉄路をまもるべ造りなほしくこの城下をほらぬれて海岸ふ達せをいひられどもその鉄路師も亦これをゆるさずとこれ今より四十餘年前の吏にく英國へすでふ文明なる風俗となり一頃まれども猶ほくめどく偏固なる城主あり

○選録煙臺新報

支那國北邊の捻匪といふ賊徒八萬人あり紅衣紅巾ふしく眉を赤をめくり四月五日その前軍こる騎馬隊まで天津城の十四里外までおしまをしば支那國主ほひふおどろき



官兵を發してこれを伐と用意せり天津ふおる英人も兵船をそろへく敵をふせぐの支度をもうり六日九ツもどろ俄ふ郷民ども群をなして東南の方へ逃走りられば何吏なるぞと問ふ賊軍はもでにふせきもれりとそをせをもれば内外士商ごもはるるぐ驚慌せり老幼家財を船ふのせて紫竹の林といふ處の邊へうちのく人あほし北京より李鴻章左宗棠とふ二人の大將ふ命じて大兵をひきるて天津の四方を警衛せり此時の風説ふいま來る處の賊軍はたぐ先手の勢ぞうにく後軍い猶いまぐ到ぐといへりある英人馬ふのりて賊軍のそをへる處もうくめれてをしに五六百人紅

衣紅巾あて馬ふ騎(のり)まに小鎗(とぐ)を持て調練(ちうれん)をなしぬるうち
うぞ夜ふかりて天津の南をうえうもべ火光(ひかり)天をこがすがめ
是ふ依て城の内外とうにとさうに厳重(げんぢう)ふ警備(けいび)せりかくて八日
の朝ふいりて賊軍たちまちにくうくうとなくふげさりしときてく
李鴻章 左宗棠と美國(アメリカ)領事官(コンシエル)法國(フランス)領事官(コンスル)とうに滿州(まんしう)の
歩兵をひきぬるく南方の村里ふ出て百姓共ふ問ふ捻匪ども十人
二十人そこのちこちの民家ふいりてこ刀(とう)をふるひ又ふ小鎗をたるちて人を
おどして金銀をうばひとり昨夜村落ふ火をつけふげうせうと咎
ーー或人の曰捻賊此時天津をさるとき三十里の処ふ屯集せる人数
八万人餘ふて婦(ふう)女も亦こる馬ふめり刀を帯(おび)たりとぞ

# 横濱新報

# さしのぐき

第七編

九十三番

ウエンリード

定價壹圓

K.S.ASOM

孫藤鄭黃
ものがたり
第十三番
黃小藤
安賀堂
KASASOM

# ものがたり第七篇

慶應四年閏四月廿八日

○閏四月十六日淺草藏前ゟ有貼帖

檄ニ因ㇾ循諸君ニ

先頃歎願之三ヶ條於ニ
朝廷御評議可有之旨ゝる參謀衆上京之由諸君其吉左右
御待之樣子ゝ相伺ヤハ右ハ軍吏之いろはゝる旗下之人心を緩
むるの術ゝ可有之其證ゝ御裁許之節哀訴歎願等斷
然不聞召確乎不拔ゝ被
參之所堅萬ゝ一被行中間敷いで德川氏有功無罪也
何ぞ歎訴ゝ及ンヤ哉諸君此差別御定論之上御奮發ゝ祈

中に御同列にして計策めいろはに陷被成ゆへ殘念に
存ゆ依之以檄文中進ゆ

○北國より出たる檄文

このたび關東へ軍勢發向いたすゆへ是より天下の
みだれと相成佛法すたびいたすべく哉と悲歎かぎり
なくゆ其譯ハ今度天子を掠め奸邪むほんを企
德川家をほろぼし天下をうばひとるけいたくく
に實ふゆしゑ大事ふゆへ薩長ハ佛法
ふ信仰ゆへ淨土眞宗をひろ

いたし異國人より きりすたん邪法をうけにぎゆ
佛敵ふまぎれこまくゆそれに一味いたゆめハ
皆こ佛敵なりたとへ今生ゆく一旦栄なりと雖
阿鼻地獄の罪人と萬一奸邪の藩勢國をはびこり
佛法破滅ふ及びきりすたん宗門世にひろまり日本
國中魔道ふ落入ゆへ其時に至り歎かなしむ共
其このひさにあるべく昔開山親鸞聖人
をはじめ奉り御代この善智識方佛法の為ゆへ
身命を惜ませられ顯如聖人ハ御自身ふ恐辱乃
鎧をめさせられ弥陀の利劍をもつて佛敵を降伏

たのもしきれい例ふこと也あり今日佛恩報謝乃
為め身命をなげうつべき時來り依て門徒中
心をこゝろを佛敵と云ふけゆゑ二念なく打取りて中ゆ
萬一佛敵のために命をうしなひたる浄土往
引接さらにうたがひあるべからざるものなり

四月　　門徒中

○

茅三篇ふ十三日ふ真鶴へ蒸氣船三艘着岸せ
とつりこのごろ小田原きられる人のはなし

きけバ三百石積ぐらゐの船二艘にて房州の方
ようきたりし由こゝの上陸せし脱走の兵ハ小田原
より三羅山へ行むかしゝ府の方へゆきしとゝ
○このゝ浦賀にも兵卒ハ滞留しをるゝ
風聞ありいづくのよの兵ゝや
○きのふけふのうち小田原にて一合戦ありべきと
うハさする者あれども誠ふそのゆゑなりしとゝ
○横濱にもとこのゝ下番をつとめ防門又ハ
はしごゝの番をしくゝ
ゝうしごゝの二十日のはさ

みつこのに百五十人だてのりにぐうせ〜とぞいづく〜
ゆきし〜ふのたのぶん給金のそくそくをいたどりて
にげし〜たるべし

○二十一日ふ官軍の兵士五百人だより横濱へいりきた
まりこの港の警衛のためありともいひ又北國へ
進發たるべしともいへり

○このごろ房總の合戦ふ疵をうけし官兵を
横濱へ送りきたまりて英國の醫士ウイリスを招き
て修文館にて療治をせし〜の臂をかりてきり
とりたるもあり御とりこのしきりたるもたるも



なりまた打こまれたる砲丸をほりいだすもあり
なる人そぐ後にきたるくあり〜とたん

○二十二日金銀たがひふ銅錢の價直あほひに
なりまりくもきまりあふ是まく人の志りたら
ずなれバたゝにいだきバ

○英人重井鋏之助このごろ新聞紙を出し〜りと
きけりいまだそれといどもさぞあて奇談珍說なる
べし

○ベーリイの萬國新聞紙もこのごろ十一篇を出板
せり

○江戸と横濱のかゝのひ蒸氣船ひさ〳〵やすくぬ
たりしがこゝめ廿四日より往來するとぞ横濱ハ
鹿島屋にて船の切手をうり江戸ハ永代乃藤棚
にて賣るとぞ
○二十三日ふらゝすの博覽會へゆきし吉田氏かゝり
きゝわり清水卯三郎ハ十日もおられてかゝるべし
といふ

○

譯録香港新聞

四月廿七日廣東省城の楊某といふもの鹽商人なり
けるこの順德縣の龍潭渡といふ處を船をとまり
るゝ忽然としてく大風ふきあれ大雨そゝぐ
ごとくなりしかれバ船人ごとにおそれひゝのくまを
ごとく船をとゞめりどさんとすれども巨浪そゝの乃
如くにあらばざりしゆゑなる外の船ハ打あり
て二艘ともに覆沒したりこのうまむべし搭客四十
餘人たいてゝとゝな溺斃せしにこの楊某なるものハ
からゝどく命なりをたのちゝ得て省城にかゝり
きたりてかくものゝしるしまでさらく牧ゝめ
水濱かたりし人家樹木等ことゝく風雨ふ打碎

きてとぞ或人の説ふいこの時斷尾龍こが經過し故
ふかく異常の風勢なりしなるんと
支那人いらく竜たの鬼だのといふ怪談をこのむ
なりこれはその國の學風よりしこのゆえ道
理にらしたらめるなるへし
○二十二日なるしまの兵をこぞこちらの兵つごふ四百
五十人かぞたのことつあめりこのめ蒸氣商船へ
のりて北國征伐のために横濱より出帆せんとを
をめりこのめふすとるそのことをゆるさぬこと
ようてのりこをたるつはものこれふこび上陸し

たりとものんこれハ局外中立の掟なるふようて
あるべし
日本の萬國と和親して世界上に日本あることを
ねがこもこたるハあめりこのめ功なり先の数を
德川家まそハふらんをもまさ先たものに応ひ
なりて考ここまもしみのといぼりすをこよ
なくもつまくしもんばあめりこのにそいころに
らこをいごきていたどりなるあるべし
○同日おほきこのといふいきりすの蒸氣商船ま官軍
の兵四百人ばこのの のせく浪華より着岸しこりしが

いぎりすのこゝろみするそのものをきゝく二十三日早朝
その船を官へこうあぎりたりとあんこれも局外中立
の掟にそむく巡査たるべしさてこゝろどめはぐのひ
きんをいぎりすいこの船をばこのくすまゞなど風
聞なり